

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月公告第 24 号）の一部を次のように改正し、2023 年 4 月 1 日から施行する。

改正前（2023 年 3 月 25 日現行）	改正後
<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ收受）</p> <p>第 29 条の 2 旅客規則第 140 条第 1 項に規定する区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、同条第 2 項第 1 号に定める鉄道駅バリアフリー料金を第 33 条から第 35 条及び第 37 条に規定する IC 運賃とあわせ收受します。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃）</p> <p>第 33 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>（電車特定区間内相互発着の大人の IC 運賃）</p> <p>第 34 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となるときを除きます。）の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合</p>	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ收受）</p> <p>第 29 条の 2 旅客規則第 140 条第 1 項第 1 号に規定する区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、同条第 2 項第 1 号に定める鉄道駅バリアフリー料金を第 33 条から第 35 条及び第 37 条に規定する IC 運賃とあわせ收受します。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃）</p> <p>第 33 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。</p> <p>（電車特定区間内相互発着の大人の IC 運賃）</p> <p>第 34 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となるときを除きます。）の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合</p>

改正前（2023年3月25日現行）	改正後
<p>計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第78条第1項第2号イに規定する賃率を用いて同第77条第1項第1号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に100分の10を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京附近における電車特定区間相互発着の大人のIC運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第77条第2項を準用します。</p> <p>（東京附近の大人のIC運賃の特定）</p> <p>第35条 第31条、第33条及び第34条の規定にかかわらず、別表第5号の7に定める駅相互間の大人のIC運賃は、同表に定める特定の額とします。</p> <p>（中略）</p> <p>（営業キロが10キロメートルまでのIC運賃）</p> <p>第37条 営業キロが10キロメートルまでのIC運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除きます。）</p> <p>ア 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 147円</p> <p>小児 73円</p> <p>イ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 189円</p> <p>小児 94円</p> <p>ウ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 199円</p> <p>小児 99円</p> <p>(2) 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>ア 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 136円</p>	<p>計した額とします。</p> <p>(1) 旅客規則第78条第1項第2号イに規定する賃率を用いて同第77条第1項第1号の規定を適用して算出した額</p> <p>(2) 前号により算出した額に100分の10を乗じは数整理した額</p> <p>2 前項の規定によるほか、東京附近における電車特定区間相互発着の大人のIC運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第77条第2項を準用します。</p> <p>（東京附近の大人のIC運賃の特定）</p> <p>第35条 第31条、第33条及び第34条の規定にかかわらず、別表第5号の7に定める駅相互間の大人のIC運賃は、同表に定める特定の額とします。</p> <p>（中略）</p> <p>（営業キロが10キロメートルまでのIC運賃）</p> <p>第37条 営業キロが10キロメートルまでのIC運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除きます。）</p> <p>ア 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 147円</p> <p>小児 73円</p> <p>イ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 189円</p> <p>小児 94円</p> <p>ウ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 199円</p> <p>小児 99円</p> <p>(2) 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>ア 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 136円</p>

改正前（2023年3月25日現行）	改正後
<p>イ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 157円</p> <p>ウ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 168円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>ア 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 147円 小児 73円</p> <p>イ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 189円 小児 94円</p> <p>ウ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 210円 小児 105円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでのIC運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とします。</p> <p>(Suica 時差通勤定期旅客運賃)</p> <p>第37条の2 Suica 時差通勤定期旅客運賃は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 旅客規則第78条第1項第1号に規定する東京山手線内相互発着の大人Suica時差通勤定期旅客運賃は別表第5号の8第1項に定める額とします。</p> <p>(2) 旅客規則第78条第1項第2号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となるときを除きます。）の大人Suica時差通勤定期旅客運賃は別表第5号の8第2項に定める額とします。このとき、100キロメートルを超える大人Suica時差通勤定期旅客運賃は、旅客規則第97条第1項の規定を準用して算出した額とします。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、別表第5号の8第3項に定める駅相互間の</p>	<p>イ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 157円</p> <p>ウ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 168円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>ア 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 147円 小児 73円</p> <p>イ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 189円 小児 94円</p> <p>ウ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 210円 小児 105円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでのIC運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とします。</p> <p>(Suica 時差通勤定期旅客運賃)</p> <p>第37条の2 Suica 時差通勤定期旅客運賃は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 旅客規則第78条第1項第1号に規定する東京山手線内相互発着の大人Suica時差通勤定期旅客運賃は別表第5号の8第1項に定める額とします。</p> <p>(2) 旅客規則第78条第1項第2号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となるときを除きます。）の大人Suica時差通勤定期旅客運賃は別表第5号の8第2項に定める額とします。このとき、100キロメートルを超える大人Suica時差通勤定期旅客運賃は、旅客規則第97条第1項の規定を準用して算出した額とします。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、別表第5号の8第3項に定める駅相互間の</p>

改正前（2023年3月25日現行）	改正後
<p>大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は、同表に定める特定の額とします。</p> <p>(4) 前3号の規定によるほか、旅客規則第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金について、同条第2項第2号に定める額を、前3号に規定する旅客運賃とあわせ収受します。</p> <p>(5) 連絡運輸となる大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる当社線と連絡会社線の旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金を併算した額とします。</p> <p>ア 当社線の Suica 時差通勤定期旅客運賃（前号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）</p> <p>イ 連絡規則第58条第1号ロにより算出した連絡会社線通勤定期旅客運賃</p> <p>(6) 小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</p> <p>ア 当社線内完結となるもの</p> <p>大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）を折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額とします。</p> <p>イ 連絡運輸となるもの</p> <p>前アにより算出した当社線の小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、連絡規則第58条第2号ロの額とを併算した額とします。</p> <p>(7) 第26条の2第3項から第5項に定める割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</p> <p>ア 当社線内完結となるもの</p> <p>大人の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）又は小児の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃・鉄道駅バリアフリー料金から、割引額（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額により計算します。）を差し引いて、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額とします。</p>	<p>大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は、同表に定める特定の額とします。</p> <p>(4) 前3号の規定によるほか、旅客規則第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金について、同条第2項第1号ロに定める額を、前3号に規定する旅客運賃とあわせ収受します。</p> <p>(5) 連絡運輸となる大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる当社線と連絡会社線の旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金を併算した額とします。</p> <p>ア 当社線の Suica 時差通勤定期旅客運賃（前号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）</p> <p>イ 連絡規則第58条第1号ロにより算出した連絡会社線通勤定期旅客運賃</p> <p>(6) 小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</p> <p>ア 当社線内完結となるもの</p> <p>大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）を折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額とします。</p> <p>イ 連絡運輸となるもの</p> <p>前アにより算出した当社線の小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、連絡規則第58条第2号ロの額とを併算した額とします。</p> <p>(7) 第26条の2第3項から第5項に定める割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。</p> <p>ア 当社線内完結となるもの</p> <p>大人の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）又は小児の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃・鉄道駅バリアフリー料金から、割引額（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額により計算します。）を差し引いて、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額とします。</p>

改正前（2023年3月25日現行）	改正後
<p>イ 連絡運輸となるもの 前アにより算出した当社線の割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、大人にあつては連絡規則第 60 条第 1 号口の額、小児にあつては同条第 2 号口の額とを併算した額とします。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等） 第 50 条 第 43 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃（乗車駅からの区間が旅客規則第 140 条第 1 項に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受した合算額。）と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。</p> <p>2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。</p> <p>（Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等） 第 51 条 第 44 条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、前条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>(2) 旅客規則第 168 条の規定に該当する場合 ア 旅客規則第 265 条の規定を適用して取り扱います。 イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 168 条の第 1 号から第 5 号及び第 7 号から第 9 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）について旅客規則により算出した普通旅客運賃（実際乗車区間が旅客規則第 140 条第 1 項に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受した合算額。）及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて收受します。</p>	<p>イ 連絡運輸となるもの 前アにより算出した当社線の割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、大人にあつては連絡規則第 60 条第 1 号口の額、小児にあつては同条第 2 号口の額とを併算した額とします。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等） 第 50 条 第 43 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃（乗車駅からの区間が旅客規則第 140 条第 1 項第 1 号に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受した合算額。）と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。</p> <p>2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。</p> <p>（Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等） 第 51 条 第 44 条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、前条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>(2) 旅客規則第 168 条の規定に該当する場合 ア 旅客規則第 265 条の規定を適用して取り扱います。 イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 168 条の第 1 号から第 5 号及び第 7 号から第 9 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）について旅客規則により算出した普通旅客運賃（実際乗車区間が旅客規則第 140 条第 1 項第 1 号に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受した合算額。）及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて收受します。</p>

改正前 (2023年3月25日現行)	改正後																		
(中略)	(中略)																		
(Suica 企画乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)	(Suica 企画乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)																		
第 52 条の 2 第 45 条の 2 の規定に該当し Suica 企画乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。	第 52 条の 2 第 45 条の 2 の規定に該当し Suica 企画乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。																		
(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、第 50 条の規定を適用して取り扱います。	(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、第 50 条の規定を適用して取り扱います。																		
(2) 旅客規則第 167 条の規定に該当する場合	(2) 旅客規則第 167 条の規定に該当する場合																		
ア 旅客規則第 264 条及び第 266 条の規定を準用して取り扱います。	ア 旅客規則第 264 条及び第 266 条の規定を準用して取り扱います。																		
イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 167 条の第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号及び第 11 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間 (券面表示区間を除きます。) について旅客規則により算出した普通旅客運賃 (実際乗車区間が旅客規則第 140 条第 1 項に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受した合算額。) 及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて收受します。	イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 167 条の第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号及び第 11 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間 (券面表示区間を除きます。) について旅客規則により算出した普通旅客運賃 (実際乗車区間が旅客規則第 140 条第 1 項 第 1 号 に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受した合算額。) 及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて收受します。																		
(中略)	(中略)																		
別表第 5 号の 7 (第 35 条) 東京附近における大人の IC 運賃を特定の額とする区間及び額	別表第 5 号の 7 (第 35 条) 東京附近における大人の IC 運賃を特定の額とする区間及び額																		
(円)	(円)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区</th> <th style="width: 30%;">間</th> <th style="width: 40%;">IC 運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>・ 西船橋</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区	間	IC 運賃	東京	・ 西船橋	308	(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区</th> <th style="width: 30%;">間</th> <th style="width: 40%;">IC 運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>・ 西船橋</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区	間	IC 運賃	東京	・ 西船橋	308	(略)		
区	間	IC 運賃																	
東京	・ 西船橋	308																	
(略)																			
区	間	IC 運賃																	
東京	・ 西船橋	308																	
(略)																			
(注) 旅客規則第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ收受する。	(注) 旅客規則第140条第1項 第1号 に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ收受する。																		
(中略)	(中略)																		

改正前（2023年3月25日現行）	改正後																																				
<p>別表第6号の2（第59条）ICカード乗車券が利用できる交通事業者（バス）</p> <table border="1" data-bbox="197 280 786 1088"> <tr><td>バス事業者名</td></tr> <tr><td>東日本旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>京成バスシステム株式会社</td></tr> <tr><td>京浜急行バス株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>東京空港交通株式会社</td></tr> <tr><td>株式会社リムジン・パッセンジャーサービス</td></tr> <tr><td>東京都交通局</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>エイチ・ディー西広島株式会社</td></tr> <tr><td>瀬戸内海汽船株式会社</td></tr> <tr><td>宮島松大汽船株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>防長交通株式会社</td></tr> <tr><td>西日本鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	バス事業者名	東日本旅客鉄道株式会社	（略）	京成バスシステム株式会社	京浜急行バス株式会社	（略）	東京空港交通株式会社	株式会社リムジン・パッセンジャーサービス	東京都交通局	（略）	エイチ・ディー西広島株式会社	瀬戸内海汽船株式会社	宮島松大汽船株式会社	（略）	防長交通株式会社	西日本鉄道株式会社	（略）	<p>別表第6号の2（第59条）ICカード乗車券が利用できる交通事業者（バス）</p> <table border="1" data-bbox="1205 280 1794 1088"> <tr><td>バス事業者名</td></tr> <tr><td>東日本旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>京成バスシステム株式会社</td></tr> <tr><td><u>東京BRT株式会社</u></td></tr> <tr><td>京浜急行バス株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>東京空港交通株式会社</td></tr> <tr><td>東京都交通局</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>エイチ・ディー西広島株式会社</td></tr> <tr><td>宮島松大汽船株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> <tr><td>防長交通株式会社</td></tr> <tr><td><u>本四バス開発株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>中鉄北部バス株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>鳥取県コミュニティバス運行事業者</u></td></tr> <tr><td>西日本鉄道株式会社</td></tr> <tr><td>（略）</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	バス事業者名	東日本旅客鉄道株式会社	（略）	京成バスシステム株式会社	<u>東京BRT株式会社</u>	京浜急行バス株式会社	（略）	東京空港交通株式会社	東京都交通局	（略）	エイチ・ディー西広島株式会社	宮島松大汽船株式会社	（略）	防長交通株式会社	<u>本四バス開発株式会社</u>	<u>中鉄北部バス株式会社</u>	<u>鳥取県コミュニティバス運行事業者</u>	西日本鉄道株式会社	（略）
バス事業者名																																					
東日本旅客鉄道株式会社																																					
（略）																																					
京成バスシステム株式会社																																					
京浜急行バス株式会社																																					
（略）																																					
東京空港交通株式会社																																					
株式会社リムジン・パッセンジャーサービス																																					
東京都交通局																																					
（略）																																					
エイチ・ディー西広島株式会社																																					
瀬戸内海汽船株式会社																																					
宮島松大汽船株式会社																																					
（略）																																					
防長交通株式会社																																					
西日本鉄道株式会社																																					
（略）																																					
バス事業者名																																					
東日本旅客鉄道株式会社																																					
（略）																																					
京成バスシステム株式会社																																					
<u>東京BRT株式会社</u>																																					
京浜急行バス株式会社																																					
（略）																																					
東京空港交通株式会社																																					
東京都交通局																																					
（略）																																					
エイチ・ディー西広島株式会社																																					
宮島松大汽船株式会社																																					
（略）																																					
防長交通株式会社																																					
<u>本四バス開発株式会社</u>																																					
<u>中鉄北部バス株式会社</u>																																					
<u>鳥取県コミュニティバス運行事業者</u>																																					
西日本鉄道株式会社																																					
（略）																																					